

組合 Q & A

賛助会員制度について

Q1 賛助会員制度の導入を検討している、次の点についてご教示願いたい。

(1) 賛助会員の資格に制限はあるか。
(2) 賛助会員の組合事業利用は、員内利用扱いとなるのか。

「A」 事業協同組法定款参考例により賛助会員制に関する規定が定款例に次のように位置づけられている。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第51条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。但し、賛助会員は本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

この賛助会員制度が定款例に位置づけられた趣旨は、組合が賛助

会員制を活用して外部関係者を組織化することにより、その協力理解を得るなど、最近特に重要性が高まっている組合と組合外部との交流・連携を促進しようというものである。したがって、単なる資金集めのためにこの制度を活用することはできない。

(1) 賛助会員の資格は、定款参考例には、「本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者」となっており、このほか特に資格についての制限はない。賛助会員の資格は、組合の実情に応じて定めることができるが、外部関係者を組織化することにより、その協力・理解関係の一層の増進に資するという賛助会員制度の主旨に留意し、その範囲を逸脱しないようにすることが肝要である。

また、協賛会員は法に定める組合員には該当しないので、注意が必要である。
(2) 賛助会員は組合員ではないので、定款に定める組合事業を利用する場合は、員外利用に該当することになる。

組合が賛助会員に対して行う利便の供与等の事業活動としては、

例えば、①組合が作成または発行する資料等情報の提供、②組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催、③賛助会員に対する指導・教育、④その他賛助会員制の設置目的を達成するために必要な事業等が考えられるが、これらの事業活動は、あくまで賛助会員制の主旨を逸脱しない範囲で行うことができるものである。

また、組合が賛助会員に対して行うこのような事業活動は、直接の利用者が賛助会員であっても、その利用の態様が組合員の利用と競合する（組合員の利用に支障を与える）ものではなく、むしろ組合員への奉仕という組合本来の目的の達成のために必要な事業を行うのであるから、この場合の賛助会員の利用は、員外利用には該当しないと解されている（平成3年6月12日付3企庁第1325号、中小企業庁指導部長通達「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について」において、員外利用の概念が明示されているので、参照されたい。）

最後に、定款参考例では、賛助会員について必要な事項を規約で

定めることとしているので、賛助会員制を導入する場合は、規約を設け、制度の内容を明確にしておくことが必要である。

組合事業の利用強制について

Q2 本県内の某市の製氷業者において、組合員の製氷をすべて組合を通して販売をする目的をもって事業協同組合設立の動きがあるが、これら事業につき次の点を照会する。

(1) 組合規約で「組合員の製氷はすべて組合を通じて販売しなければならぬ」旨の直販禁止を行うことは、独占禁止法上からも差し支えないか。

(2) 上記の規約に罰則を付する場合とそうでない場合とでは、法的に効果は異なるか。

(3) 販売価格は、組合自体が定める価格であるので、「価格協定事業」に該当しないと考えるがどうか。

「A」 (1) 協同組合の事業の利用を組合員に強制することは、その行為の内容が独占禁止法第22条但し書きに該当するもの、すなわち、

「不公平な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」でない限り差し支えないと解する。したがって、ご質問のように組合規約に組合員の製品の直売禁止を規定することは、独禁法22条の要件を満たしている限り差し支えない。

なお、組合事業の利用を強制することは、組合員の自由を不当に拘束する危険があること、また、農協法第19条において組合が組合員と組合事業の一部の専属利用契約を締結する場合は、契約の締結は組合員の任意とされていることから、農協法第19条を類推して組合は組合員が自由意志により専属利用契約を締結した場合のほか組合事業の利用強制はできないとする有力な説があるので、慎重に行う必要がある。例えば、組合規約により行う場合でも、組合員全員一致による議決を行う等の配慮が必要であろう。

- (2) 組合事業の利用強制が適法と解される以上当然罰則を付けることは差し支えない。
- (3) 貴見のとおりである。

加入拒否の「正当な理由」の解釈について

Q3 中協法第14条は、組合員資格を有するものであっても、組合は、正当な理由があれば加入を拒否できると解されるが、その正当な理由とは、どのような理由をいうのか。

「A」 「正当な理由」とは、組合員資格を有する者に対して一般的に保障されている加入の自由が具体的な特定人に対して保障されないこととなっても、中協法の趣旨から、あるいは社会通念上からも不当ではないと認められる理由をいう。

「正当な理由」として認められるものとしては、次のような場合が考えられる。

- (1) 加入申込者自体にある理由
- ① 加入申込者の規模が大きく、これを加入させると組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けることとなるおそれがあるような場合
- ② 除名された旧組合員が除名直後又はその除名理由となった原因事実が解消していないのに加

入申込みをしてきた場合

③ 加入申込み前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合

④ その者の日頃の行動からして、加入をすれば組合の内部秩序がかき乱され、組合の事業活動に支障をきたすおそれが十分に予想される場合

⑤ その者の加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合

⑥ 組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば、契約・誓約の締結、提出などの方法により機密の保持を加

入条件とし、これに従わないものの加入を拒む場合（ただし、条件はすべての組合員に公平に適用されることが必要である。）

(2) 組合側にある理由

組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となる場合

なお、「正当な理由」に該当す

るか否かについては、その事実をよく調査し、その実情に応じて判断するのが適当と考える。

定款変更の効力発生時期について

Q4 中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければその効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときであるか、あるいは組合が変更議決をしたときに遡及するか。

「A」 定款変更の効力は、行政庁が認可をしたときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。

なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決裁を終わった日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到着したときから効力が発生することになる。